

令和2年度
事業報告書

令和3年6月

一般社団法人 全国建設業協会

目 次

はじめに	… 1
1. 安定的な公共事業予算の確保と災害に強い国土づくり	… 2
2. 働き方改革の推進による職場環境の整備	… 3
3. 地域建設業の経営基盤の強化に向けた取組	… 7
4. 建設業における社会的責任への取組	…10
5. 戦略的広報の展開	…12
6. その他事業・行事の開催	…12
7. 主な要望事項等	…16

はじめに

昨年度は、世界的に新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、我が国の経済社会全体に様々な深刻な影響が及ぶ中、地域建設業においても、一時、工事の中断や資機材の調達困難等の厳しい状況に追い込まれたところもあった。しかし、公共工事等の建設に従事する者はエッセンシャルワーカーに位置づけられ、現場では感染予防対策を徹底し、困難な中でも工事施工を粛々と進め、社会資本整備の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心の確保を担うという、その社会的使命を着実に果たしてきた。

このようなコロナ禍においても昨年度、熊本県を中心に全国各地に大きな被害をもたらした令和2年7月豪雨、9月の台風10号、2月の福島県沖の地震等のいくつもの大規模災害、日本海側の豪雪、各地で頻発した鳥インフルエンザ・豚熱等、様々な緊急対応が求められ、「地域の守り手」である地域建設業の役割が極めて重要であることが、改めて再認識された年でもあった。

これからも、地域建設業がその社会的使命を果たしていくためには、持続的・安定的な経営環境が求められる。そのためには引き続き、中長期的な視点からの社会資本整備の着実な推進、働き方改革や建設キャリアアップシステムの普及促進等による職場環境の整備、新・担い手3法の適切な運用確保やi-Construction等の生産性向上による経営基盤の強化など、克服すべき諸課題への対応が不可欠である。

このような状況の中、全国建設業協会(以下「全建」という。)は、地域建設業の発展のため、各都道府県建設業協会との強い連携の下、これらの課題解決に向け、令和2年度、以下の事業について総力を挙げて取り組んできた。

1. 安定的な公共事業予算の確保と災害に強い国土づくり

(1) 社会資本整備の推進と公共事業予算の持続的・安定的な確保と

大規模災害に備えた防災・減災対策及び国土強靱化の推進

昨年度も全国各地で多くの自然災害が発生した。特に、7月と9月に発生した豪雨や台風では、九州地方を中心に全国各地に多くの被害をもたらした。また、2月には東北地方で、発生から10年が経過している東日本大震災の余震とみられる最大震度6強を観測した地震が発生し、多くの住民が避難を余儀なくされた。

このように激甚化・頻発化する災害や切迫する巨大地震等から国民の生命と財産を守るための防災・減災対策など、将来に備えた災害に強い国土づくり、社会資本整備が必要不可欠である。

これらについて、(2)のとおり地域懇談会・ブロック会議等において議論し、ここで出された意見・要望を「国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために」(P16)として取りまとめ、期限が切れる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後の防災・減災、国土強靱化の推進への取組、大型補正予算の早期編成、令和3年度予算における必要な公共事業予算の確保等について、11月25日に奥村会長以下全建役員が自民党幹部に、同月30日に会長が国土交通大臣及び国土交通省幹部に要望を行った。

これに先立ち、会長が10月12日には菅総理を、同月27日には小此木国土強靱化担当大臣を表敬し、それぞれ国土強靱化対策の継続等を要望した(P19)ほか、11月に自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」等において事務局から要望した。

これらの結果、これまでの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続き、激甚化・頻発化する自然災害、老朽化するインフラ等への対策としておよそ15兆円規模の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されるとともに、令和3年度の公共事業関係予算は、前年度当初予算を上回る6兆695万円が確保され、令和2年度第3次補正予算と合わせて約8.5兆円と、近年にはない規模の公共事業関係費が計上された。

さらに、これらの公共事業を円滑に施工するため、発注者と受注者との意思疎通の緊密化が図られるよう、2月8日に全建から各都道府県建設業協会に通知し、都道府県等との意見交換会の開催などの取組への協力を依頼した。

（２）地域懇談会・ブロック会議等の開催と提言活動の推進

10月に全国9地域で地域懇談会・ブロック会議を開催し、経済対策・地方創生をはじめ、働き方改革や生産性の向上など、建設業界の喫緊の課題について、多くの意見・要望が地域の生の声として挙げられ、国土交通省幹部等との真摯な議論が行われた。

全建では、各地域懇談会・ブロック会議で提案された意見・要望を、（１）のとおり全国47都道府県建設業協会の総意としてとりまとめ、関係方面に実現を働きかけるとともに、12月17日には各地域懇談会・ブロック会議に出席した国土交通省幹部と全建正副会長及びブロック理事・幹事協会会長等による意見交換会を開催し、ブロック会議での懸案事項等今後の課題解決に向けた対応策等について、総括的な意見交換を行った。

その結果、約15兆円規模の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、必要な予算が確保されたこと等をはじめ、週休2日の実現に向けた環境整備、技術者・技能者の処遇改善、入札契約手続やICTを活用した業務の効率化など²、以下に記載の多くの成果が得られた。

〔令和2年度地域懇談会・ブロック会議〕

10/6 関東甲信越地域懇談会・ブロック会議 (東京・千代田区)	10/20 中国地域懇談会・ブロック会議 (山口市)
	10/21 東海地域懇談会・ブロック会議 (四日市市)
10/8 近畿地域懇談会・ブロック会議 (神戸市)	10/26 方陸地域懇談会 (金沢市)
10/13 四国地域懇談会・ブロック会議 (高松市)	10/28 東北地域懇談会・ブロック会議 (仙台市)
10/15 九州地域懇談会・ブロック会議 (長崎市)	10/30 北海道地域懇談会 (札幌市)

2. 働き方改革の推進による職場環境の整備

（１）地域建設業の働き方改革の着実な進展に向けた取組

建設業における令和6年4月からの時間外労働の罰則付き上限規制の適用を控え、働き方改革の推進に向けた取組を各都道府県建設業協会及び会員企業とともに継続展開した。

また、先進企業の好事例や地域建設業の魅力ある職場について、全建ジャーナルやWEB等で幅広く情報発信した。

①「休日 月1+（ツキイチプラス）運動」等を通じた労働条件改善

8月に全会員企業を対象とした「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」を実施し、会員企業における働き方改革の実現に向けた取組の進捗状況等を把握し、公表した。

また、4週8休の普及促進に向けて、公共工事における週休2日工事の拡充・普及、補正係数の引き上げ等を関係機関に要望するとともに、4週8休実現企業の取組事例を収集し、ホームページに掲載し、全建ジャーナルを通じて情報発信した。

技能者の処遇改善に向け、労務単価の更なる引き上げを自民党の公共工物品質確保に関する議員連盟（品確議連）総会の場合等で要望し（P22）、その結果、令和3年3月から適用される公共工事設計労務単価については、全国平均1.2%、9年連続の引上げとなった。

なお、3月30日に開催された国土交通省と建設業4団体との意見交換会において、本年、技能労働者の賃金水準の概ね2%以上の引上げを目指し、すべての関係者が取組を進めることを申し合わせた。

また、「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」の下で検討されている「建設業の一人親方問題に関する検討会」「標準見積書 改定ワーキンググループ」に参画し、提言・要望を行った。

②建設キャリアアップシステムへの対応

建設キャリアアップシステム導入に伴う地域建設業における課題や懸案事項、メリット等を明らかにするため、各都道府県建設業協会の会員企業の現場から「モデル工事現場」を選定（16協会33現場）し、実際の現場でこのシステムを活用した中でのメリットや課題等の把握を行った。アンケート結果では、普及に向けて有効と考えられる方策として、公共工事の積算での技能（カード）に応じた賃金体系の設定等といったメリットを構築すべき等の回答が寄せられ、11月の国土交通省と建設業4団体との意見交換会の場合等でアンケート結果を紹介した。

各地域懇談会・ブロック会議等において建設キャリアアップシステムについて議論し、その結果を「国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために」（P16）としてとりまとめ、加入企業・登録技能者双方のメリットの確立、技能者の負担軽減等についての関係機関に提言した。

年度当初から建設キャリアアップシステムを担う建設業振興基金（基金）の収支状況の深刻さが伝えられ、国土交通省からその財源対策として追加出捐及び利用料金の値上げが提案さ

れた。

これを巡って、まず、7月15日に開催した全国専務理事・事務局長会議において、国土交通省及び基金から説明を受け、質疑応答を行った。その後各都道府県建設業協会に2度にわたり意見照会をした上で、8月4日と9月15日の労働委員会、8月5日と9月18日の理事会でそれぞれ2度にわたり審議した。

利用料金の値上げについては、8月の労働委員会、理事会の議論を経て、9月8日の建設キャリアアップシステム運営委員会総会において、全建代表の中筋労働委員長から、さらなる国費の投入、実質的メリットの明確化等を要望した上で了承する旨を表明した。

追加出捐の要請については、8月、9月の労働委員会、理事会の議論を経て、「今後、更なる追加出捐の要請がないことの確約をいただけること」を条件に4,800万円の出捐に応じることとした。なお、要請への回答とともに、この条件及び上記要望について、9月18日、理事会終了後奥村会長から国土交通省青木不動産・建設経済局長へ申入れを行った(P24)。

基金の収支改善の一環として郵送申請が廃止されたことに伴い、各都道府県建設業協会における従来のキャリアアップ申請窓口が廃止されることになったが、基金と協議し、令和3年度から、インターネット申請を支援する認定登録機関又は登録支援機関(仮称)として窓口業務を存続できることとするとともに、基金と連携して各協会が「登録利用促進活動」を行うことができることとした。

11月30日に開催された国土交通省と建設業4団体との意見交換会においては、前述のアンケート結果等、建設キャリアアップシステムに関する全建の取組を報告するとともに、システムへの更なる国費投入や元請・下請・技能者ごとの利用のメリットの明確化などを要望した。さらに、3月30日の同会議でも、同様に全建の取組を報告した。

建設キャリアアップシステム運営協議会の申し合わせ事項により、事業者登録状況を把握するため、会員企業における登録状況の調査を実施した。令和3年1月時点の会員企業における建設キャリアアップシステム事業登録者数は3,856社(全会員企業に占める登録率20.6%)となった。

また、独立行政法人勤労者退職金機構(建退共)による電子申請方式の施行的実施参加企業の募集を各都道府県建設業協会へ周知した。この結果、参加企業119社のうち会員企業が86社を占めた。

③外国人労働者受入れへの対応

特定技能外国人の求人・求職(ベトナム、国内人材)について、各都道府県建設業協会及

び会員企業へ情報提供するとともに、求人情報提供のあり方について建設技能人材機構と協議をした。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を受けた外国人技能実習生の在留諸申請の取扱等」（法務省通知）に関する情報提供をした。

また、会員企業における特定技能外国人の受入れ状況を把握し、各都道府県建設業協会へ情報提供した（受入認定企業 1,175 社のうち会員企業は 78 社、外国人従事開始者 1,403 人のうち会員企業は 118 人：2 月末時点）。

④女性の定着促進に向けた環境整備への取組

令和 2 年 3 月に新たに策定した「地域建設業における女性の定着促進に向けたロードマップ」（計画期間：令和 2 年～6 年の 5 年間）のリーフレットを作成、各都道府県建設業協会へ送付した。

また、「働き方改革の推進に向けた取組状況に関するアンケート調査」（前述）により、女性の職場定着に関する取組目標の把握を行うとともに、各都道府県協会における女性部会の設立状況、取組内容等の調査を行い、調査結果を各都道府県建設業協会へ情報提供し、建設業における女性の定着促進を図った。

10 月には石川県建設業協会が女性部会を設立した（計 17 協会で女性部会を設立済）。

⑤高齢者の更なる活躍に向けた環境整備の取組

「高年齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン」（厚生労働省通知）を周知するとともに、全建ジャーナルを通じて情報発信した。

また、第 63 回全国建設労働問題連絡会議において、高年齢労働者が安全に働くための職場づくりや安心して働くための制度整備等に関する取組事例を紹介し、高齢者雇用の促進を図った。

（２）労働災害防止対策の推進

①墜落・転落災害等の防止

建設業の労働災害で最も多い墜落・転落災害防止のための「墜落制止用器具（安全帯）の安全な使用のためのガイドライン」（厚生労働省通知）に基づく墜落防止用器具の使用の徹底、同器具買換えに係る補助金制度の周知を図った。

また、現場技術者を対象にした「労働安全を中心とした研修会」を実施（7 協会、312 人参

加) し、上記ガイドラインや安全衛生法令の改正内容を周知し、リスクアセスメントの実施による同種災害の防止や安全衛生管理体制の充実を促した。

さらに、「守っていますか？現場の安全！」の冊子の普及を図ることで現場での安全衛生教育を充実させ、不安全行動防止の徹底を図った。

②労働安全衛生環境の整備

事業場におけるメンタルヘルス対策の好事例として建災防方式無記名ストレスチェックと健康KYを実施している企業の事例を全建ジャーナルで情報発信し、メンタルヘルス対策・職場環境改善等の推進を図った。

建設現場における新型コロナウイルス感染予防を図るため、5月に対策事例等をまとめた「地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践」を作成し、各都道府県建設業協会へ提供した。その後も熱中症対策を追加するなど、3回にわたり改訂を行った。

また、建設職人基本法に基づく基本計画の見直し作業に当たり、行政ヒアリング等に応じ、地域建設業界の声を発信した。

3. 地域建設業の経営基盤強化に向けた取組

(1) 新・担い手3法など法改正への対応

令和元年6月に成立し、昨年10月に施行（一部を除く。）された新・担い手3法について、各都道府県建設業協会に、施行内容を情報提供した。

特に、品確法については、法改正を受けて運用指針も見直されたことから、それを踏まえた運用状況に関するアンケート調査を7月に実施し、各地域懇談会・ブロック会議等の場を通じて、関係機関に対し適正利潤の確保や働き方改革に資する提言・要望を行った。

さらに、2月には、品確議連総会において、公共工事の円滑な施工確保及び建設技能者の処遇改善の推進について要望を行った（P23）。

これらの結果、2月に公共工事設計労務単価の9年連続引き上げが決定されるとともに、積算基準等について次の改定が行われた。

- ・少雪時に除雪体制維持のため必要となる固定的経費を計上できる積算体系の改定
- ・週休2日交替制モデル工事の現場管理費の補正係数の新設

- ・週休2日制工事における市場単価方式の補正係数の設定
- ・被災地復興係数・歩掛の継続 など

中央建設業審議会において、同審議会の「工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ」に参画し、特に地域建設業からみた工期設定に係る現状と課題について提言・要望を行い、7月に同審議会から「工期に関する基準」が勧告された。

また、6月に「地方公共団体における最低制限価格制度・低入札価格調査制度の運用状況」の調査を行い、運用状況や制度における課題把握のため結果を取りまとめ、各都道府県建設業協会へ情報提供するとともに、全建ホームページや業界紙等により情報発信を行った。

（２）建設生産システムの高度化に向けた取組

①建設生産システムに関する諸問題への対応

国土交通省の「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」等へ参画し、特に、同懇談会「維持管理部会」や国土交通省道路局との意見交換会において、地域建設業からみた道路の維持管理工事や除雪業務に係る現状と課題について、提言・要望を行った。

その結果、令和3年度の積算基準では、少雪時に除雪体制維持のため必要となる固定的経費を計上できる積算体系に改定された。

②生産性の向上

国土交通省のi-Construction関連委員会（i-Construction推進コンソーシアム、ICT導入協議会、BIM/CIM推進委員会等）へ参画し、中小地域建設企業の実情を踏まえた提言・要望を行うとともに、各都道府県建設業協会及び各専門委員に対して、随時、情報提供を行った。

令和3年度からは、ICTの新規工種に、構造物工（橋台・橋脚）及び路盤工が追加され、BIM/CIMにおいても、活用促進を目的として実施要領及び活用ガイドライン等の制・改定が行われた。

③建設技術者の技術力向上

4月から6月にかけて、建設工事における施工の工夫・改善事例の募集を行い、応募111件（土木88、建築18、環境その他5）の中から、9月に開催した建設工事事例選考委員会で

の選考を経て、事例集に掲載する 72 事例（土木 60、建築 10、環境その他 2）を選出し、1 月に当会会員専用ホームページに掲載した。

また、会員企業の現場技術者の技術力と資質の向上並びにプレゼンテーション能力の向上を目的として、11 月に技術研究発表会を開催し、事例集に掲載したものの中から、特に優れた 10 事例について事例発表を行った。

（３）会員企業の経営改善に資する諸施策の強化

①税制・金融等を活用した経営改善のための取組

令和 3 年度税制改正要望については、事務局案を基に各都道府県建設業協会へ意見照会を行い、税制専門委員会において原案をとりまとめ、その後、経営委員会、理事会の承認を経て、9 月に国土交通省へ要望書を提出し、11 月に自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」において要望を行った（P21）。

要望活動の結果として、中小法人における法人税率の軽減税率の延長、中小企業経営強化税制及び中小企業投資促進税制の延長、中小企業が試験研究開発を行った場合の上乗せ税額控除の延長、軽油引取税の課税免除措置の延長、東日本大震災により被害を受けられた方が作成する建設工事の請負に関する契約書に係る印紙税の課税免除措置の延長など、全 11 項目の要望のうち、8 項目について制度改正が行われた。

また、令和 5 年 10 月 1 日から導入されるインボイス制度に関して、国土交通省・国税庁による打ち合わせに参画し、建設業における消費税の仕入税額控除方法等について、提言・要望を行った。

②環境関係法令への対応、建設副産物適正処理等への取組

建設副産物の適正処理を促進するため、関連書籍の販売や、建設六団体副産物対策協議会の事務局として、各都道府県建設業協会と連携し、建設廃棄物の適正処理に係る講習会を 13 都道府県において 25 回開催した。

また、海洋に流出する廃プラスチック類が、地球規模の環境問題となる中、建設現場においても大量の廃プラスチックが排出されていることから、SDGs にも掲げられている海洋プラスチック問題への意識啓発を図るため、廃プラスチック類の適正処理に関するポスターを作成し、会員に配布した。

さらに、国土交通省、厚生労働省の関連委員会（環境リサイクル推進施策検討小委員会、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会等）に参画し、提言・要望を行った。

（４）新型コロナウイルス感染症対策

感染予防対策等に伴う請負契約上又は建設工事現場上の課題等について、適宜、関係機関へ提言・要望を行った。

その結果として、公共工事においては、新型コロナウイルス感染症の影響により現場の施工が困難となった場合のほか、受注者から一時中止等の申し出があった場合に、発注者は工期の見直し、請負代金額の変更、一時中止等の適切な措置を行うこととされ、また、民間工事においても、感染症の影響による施工不能は請負契約約款上の「不可抗力」に該当するものとされ、受注者は発注者へ工期延長を請求でき、増加する費用については受発注者が協議して決めることとなる旨、国土交通省より周知された。

また、建設現場における感染予防を図るため、５月に対策事例等をまとめた「地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践」を作成し、各都道府県建設業協会へ提供した。その後も熱中症対策を追加するなど、３回にわたり改訂を行った。

４．建設業における社会的責任への取組

（１）災害対応に係る体制の整備

令和２年７月豪雨等の大規模災害における応急復旧活動について、各都道府県建設業協会との連携を図り、指定公共機関として、被災地域等の会員企業の対応状況を把握し、関係機関へ情報提供を行うとともに、災害発生時の応急復旧活動や鳥インフルエンザ、豚熱発生時の防疫対応について、地域建設業の地域の守り手としての役割をより一層認識してもらえるよう、資料作成のうえ情報発信を行った。

５月には、災害協定・防疫協定の締結状況等について調査を実施し、調査結果を取りまとめ、各都道府県建設業協会へ情報提供を行った。

また、事業継続計画（BCP）の普及拡大に関する取組として、静岡県建設業協会で開催された講習会において、全建の取組及び事業継続計画書の作成方法について説明を行うとともに

に、関東地方整備局の事業継続力認定面接にオブザーバーとして参加するなど、会員企業における事業継続計画の策定及び見直しの支援を行った。

（２）建設業の社会的責任（CSR）の推進とコンプライアンスの更なる徹底

各都道府県建設業協会並びに会員企業に対し、建設業が国民からより信頼される産業となるため、法令遵守、地域社会への貢献、自然環境への配慮のほか、より適正な企業（団体）活動の推進に向け、ホームページ、全建ジャーナルを活用し、CSR 活動の推進に努めるとともに、会員企業のコンプライアンスの更なる徹底を図った。

（３）建設業における社会貢献活動の推進

建設業社会貢献活動推進月間の期間中である 7 月 14 日に、15 回目となる中央行事を経団連会館において開催した。今年度はコロナウイルス感染拡大防止の観点から、記念講演と懇親会を中止し、規模を縮小して実施した。

中央行事では、各都道府県建設業協会・支部、地区協会並びに会員企業が取り組んだ優れた社会貢献活動 50 事例を顕彰するとともに、代表的な事例として、千葉県建設業協会の台風 15 号・19 号・21 号に伴う災害復旧支援活動、福島県の菅野建設工業株式会社が行った実体験型教育訓練施設による労働災害の撲滅に向けた活動、兵庫県の株式会社川嶋建設の令和元年台風 19 号における千曲川への緊急出動の 3 事例の発表（川嶋建設については災害出動のため資料配付）を行った。

また、表彰された 50 事例については、「建設業社会貢献活動事例集」として取りまとめ、関係先に配布するなど、建設業界が実施している各種社会貢献活動を広くアピールした。

（４）テレワークの推進

新型コロナウイルス感染症対策として、理事会、委員会等のリモート会議システムを導入するとともに、緊急事態宣言時等に事務局のテレワークを導入し、これを円滑に進めるため、職員へのタブレット端末機の配布を行った。

また、建設業労働問題連絡協議会、技術研究発表会などの行事についても、リモートによる配信、プレゼンテーションを一部実施した。

5. 戦略的広報の展開

(1) 積極的な広報活動の推進

全建の事業活動や各都道府県建設業協会、会員企業が行った様々な活動について、ホームページや全建ジャーナルを活用し、積極的かつタイムリーな情報発信を行った。

広報活動の一環として例年参加している、国土交通省関東地方整備局と関東1都6県等が主催する「利根川水系連合・総合水防演習」及び文部科学省と各府省が連携して開催する「子ども霞が関見学デー」は、コロナ禍の影響により開催中止となったが、10月にリモートで開催された内閣府、防災推進協議会、防災推進国民会議が主催する「防災推進国民大会」については、特設ホームページに災害現場で活躍する会員企業の姿を撮影した映像を掲載し、「地域の守り手」としての地域建設業の活動を広くPRした。

また、3月に東日本大震災から10年を迎えるに際し、全建ジャーナル3月号には岩手、宮城、福島各県における復旧・復興に向けた地域建設業のこれまでの取組を特集記事として掲載し、読者に風化させてはいけない教訓として紹介した。

(2) 広報体制の充実・強化

ホームページについては、全建が行った各種調査の集計結果だけではなく、新型コロナウイルス感染症防止対策や「4週8休実現企業」の好事例、行政機関等から広報支援の要請があった各種お知らせ等、幅広い情報の提供を行った。

また、全建ジャーナルでは、各都道府県建設業協会が行っている広報活動や、社会貢献活動や働き方改革に力を入れている会員企業を紹介するとともに、会員企業の広報活動の参考として、土木学会の土木広報大賞2018において優秀賞を受賞した長崎大学の出水亨氏による「デミー博士が教える成功する土木広報の極意」を連載する等、誌面の充実に努めた。

6. その他事業・行事の開催

(1) 役員会等の開催

役員会等を以下のとおり開催した。

- ① 定時総会 (6/30)
- ② 正副会長会議 (6/30、11/25、12/16)

- ③ 理事会（4/22、6/30、8/5、9/18、11/25、12/16、2/17、3/17）
- ④ 監事監査（持ち回り監査）
- ⑤ 全国建設労働問題連絡協議会（11/5）
- ⑥ 全国専務・事務局長会議（7/15）
- ⑦ 地域懇談会・ブロック会議の運営打合せ会（7/15）
- ⑧ 地域懇談会等における諸問題の意見交換会（12/16）

なお、予定していた協議員会、全国会長会議、相談役会議については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。

（２）各種委員会等の開催

各種委員会等を以下のとおり開催した。

- ① 総務委員会（2/15）、表彰部会（3/30）
- ② 総合企画委員会（9/14、3/5）
- ③ 経営委員会（9/9、3/3）
- ④ 建設生産システム委員会（9/3、3/3）
- ⑤ 労働委員会（8/4、9/15、3/10）
- ⑥ 税制専門委員会（6/23）
- ⑦ 建設工事事例選考委員会（9/30）

（３）行事・諸会議の開催

① 建設関係功労者表彰、慰霊法要等の実施

i) 全建表彰（式典は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止）

全建の表彰規程・基準に基づき、2 条関係 260 名、4 条関係 141 社、5 条関係 681 名の計 1,082 名に賞状と記念品を贈呈し、その功績を讃えた。

ii) 建設業社会貢献活動推進月間中央行事（7 月 14 日）

経団連会館において開催した建設業社会貢献活動推進月間中央行事において、建設業社会貢献活動の功労者表彰を行い、23 協会・支部等と会員企業 27 社を表彰し、賞状と記念品を贈呈し、その功績を讃えた。

iii) 建設関係殉職者慰霊法要（9 月 18 日）

芝増上寺において建設関係殉職者慰霊法要を開催し、不幸にも不慮の災禍に遭われ、職域に殉ぜられた 40 柱の御霊を合祀した。これにより、昭和 12 年に土木建築殉職者慰霊塔を建立以来、これまでに慰霊塔に合祀された御霊は、62,975 柱となった。

② 全国建設労働問題連絡協議会

11月5日、東京・中央区築地の浜離宮建設プラザにおいて各都道府県建設業協会の労務・労働委員会等の担当者をはじめ建設労務安全研究会会員約60名の参加を得て、63回目となる全国建設労働問題連絡協議会を開催した。コロナ禍での開催ということもあり、参加者の人数を絞るとともに各都道府県建設業協会内において、リモートでも閲覧できるようにした。

令和2年度は「WITHコロナでも止めるな働き方改革」という副題のもと、先進的取組事例として、次の3人の方に御講演をいただいた。

①「「見えない危険をどう見て感じて見える化するか」我が社の「コロナ対策」・「働き方改革」・「安全衛生活動」の取組」と題して石川建設（株）（群馬県太田市）専務取締役工事本部本部長 栗原眞澄様

②ICT技術の積極的活用で働き方改革と新型コロナ対策」と題して（株）加藤組（広島県三次市）取締役土木部長 原田英司様

③「「高年齢労働者を生かした安全で働きがいのある職場づくり」～高年齢労働者の安全と健康に関する取組事例～」と題して（株）忠武建基（東京都杉並区）会長 磯上武章様

さらに、「今後の建退共制度について」と題して独立行政法人勤労者退職金共済機構 稗田昭人理事長代理様から御講演をいただいた。

③ 技術研究発表会

11月24日、鉄鋼会館において技術研究発表会を開催し、建設工事の施工上の工夫・改善、事業提案事例に応募のあった111事例の中から、建設工事事例選考委員会の審査を経て選考された優秀な10事例のプレゼンテーションを実施した。

最優秀賞には、株式会社岡部の糸岡栄明氏が発表した「急峻で狭隘な斜面に対する対策と工夫」、特別賞には、菅野建設工業株式会社の上杉利彦氏が発表した「工事現場での

危険を総合的に疑似体験できる安全教育訓練施設」がそれぞれ選ばれた。

④ 経営者層の研鑽のための施設見学会

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。

7. 主要要望事項等

◎ 国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために

各地域懇談会・ブロック会議などで出された意見・要望を以下のとおり取りまとめ、11月25日に開催された理事会での承認を経て、同日自由民主党幹事長・幹事長代理、総務会長、政調会長に、11月30日に赤羽国土交通大臣をはじめ国土交通省幹部に要望を行った。

国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、
地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために

一般社団法人 全国建設業協会

地域建設業を取り巻く状況は、これまで、民間建設投資が回復する一方、公共建設投資が下げ止まり、設計労務単価も8年連続で引き上げられたこと等により、全体として改善傾向にありましたが、年明けからの新型コロナウイルス感染症の感染拡大による国内景気の悪化に伴い、民間建設投資の中止・先送り等が相次ぎ、その景況感は急速に悪化しています。

また、依然として、工事量の偏りからくる地域間格差や、大企業と中小建設業との企業間格差は解消しておらず、コロナ禍の影響もあって、地域建設業の経営環境は厳しい状況が続いています。

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」とすると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業でもあります。

地域建設業が、その社会的使命を引き続き果たしていくためには、何より健全で安定した経営を継続する必要があり、そのためには、安定的・持続的な事業量の確保が不可欠であります。

一方、今年も令和2年7月豪雨、台風等の大規模災害が発生しており、多くの国民の生命・財産に被害が生じました。宮崎県では会員企業自身の被災もありました。我が国の脆弱な国土における防災・危機管理体制の強化と社会資本整備の重要性は更に高まっています。

今年度で終了する「防災・減災、国土強靱化のための３ヶ年緊急対策」の後も、引き続き中長期視点に立った計画及び安定的・継続的な予算の確保が必要不可欠です。

また、建設業従事者の高齢化が進む中で、若年層の入職等、将来に向けた担い手の確保・育成、そのための働き方改革が喫緊の課題となっています。

なお、一部の報道にあった「施工余力の不足」というのは全く事実ではなく、今後の公共工事の執行に問題が生じているわけではありません。

このような状況を背景として、私ども一般社団法人全国建設業協会は、本年１０月に、全国九ブロックにおいて、地域懇談会・ブロック会議を開催いたしました。その総意として、左記のとおり意見を取りまとめましたので、諸事情ご賢察の上、その実現に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

記

1. 激甚化・頻発化する大規模災害から国民の生命・財産を守り、国民が安全に安心して暮らせるよう、「防災・減災、国土強靱化のための三ヶ年緊急対策」終了後も、対策の内容を拡充のうえ、新たに来年度から５ヶ年の対策として閣議決定するとともに、対策に必要な公共事業費の安定的・持続的な確保を図るため、国土強靱化関係予算をこれまでの実績を上回る必要かつ十分な規模で、当初予算において特別枠で計上し、防災・減災、国土強靱化の推進になお一層取り組むこと。

これを含め、強靱な国土づくりを着実に進めるとともに、我が国・地域経済の活性化、地方創生等を促進するため、令和三年度当初予算において、今年度を大幅に上回る公共事業予算を確保すること。

また、多くの地方公共団体で新型コロナ対策支出により財政上の余裕がなくなっており、公共事業に係る地元負担について、交付税措置等の支援を拡充すること。

併せて、予算の執行に当たっては、地域の実情に配慮した地方への重点的な配分を行うこと。

2. コロナ禍を克服するための景気の下支えとして、また、災害からの復旧・復興の加速化等を図るため、公共事業（その地元負担への支援を含む。）を含む大規模な補正予算を早期に編成すること。

3. 今年度は東日本大震災の復興・創生期間の最終年度となるが、復興完遂に向け工事は継続しており、今後とも、必要な事業予算を確保するとともに、「復興歩掛かり」、「復興係数」、「見積もり活用方式」、「前払い金の特例措置の延長」等の被災地特例を適用又は継続すること。

4. 昨年6月に成立した新・担い手3法の趣旨を、全ての公共工事発注者に周知徹底を図り、災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用、繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定等について確実に実施されるよう取り組むこと。

今年1月に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」についても、全ての公共工事発注者、特に市町村における徹底を図ること。また、都道府県、市町村における施工時期の平準化対策を推進すること。

さらに、今年7月に中央建設業審議会が勧告した「工期に関する基準」について、民間発注者を含む全ての発注者に周知徹底すること。

5. 適正利潤を確保するため、最新の労務単価、資材等の実勢価格や施工の実態等を反映した予定価格を適正に設定するとともに、低入札価格調査基準及び最低制限価格の上限枠の引上げと計算式の見直し、適切な設計変更等に取り組むこと。

また、経営の安定化に資するため、公共事業についての事業計画、投資額を具体的に明示し、中長期的な発注見通しを示すこと。

さらに、地域に密着した建設企業による円滑な施工が望ましい維持管理工事や災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定や指名競争入札等を積極的に活用するなどして、地域建設企業の受注機会の拡大を図ること。

6. 技術者の処遇改善のため、現場管理費及び一般管理費の引上げを行うとともに、積算における別枠計上を検討すること。

また、技術者の能力向上や有効活用を図るため、資格取得の促進・支援、建設業法の配置要件の更なる緩和等を進めること。

さらに、地域建設業への若手技術者等の入職の母体となる建築・土木系の高校等の維持・拡充に向けて、官民一体となって取り組むこと。

7. 技能者の処遇改善のため、設計労務単価について、全国統一の設計労務単価による地域間格差の解消を念頭に入れつつ、調査や決定方法、予算決算及び会計令の規定等を見直すことも含め、更なる引上げを行うこと。

併せて、働き方改革を迅速に進める観点から、週休2日制の普及を図るため、補正係数の引上げ、週休2日制工事の拡充・普及促進等を行うこと。

8. 建設キャリアアップシステムについて、加入企業、登録技能者双方のメリット（例えば、カードのレベルに応じた設計労務単価の導入、建退共の退職金の割増し等の登録技能者の処遇改善につながるメリット、総合評価における加点等の加入企業の受注上のメリット等）を早急に明示すること。

また、加入企業、登録技能者の負担軽減のため、登録、機器導入等についての公共工事の積算計上・助成・税制上の優遇措置、登録手続の簡素化等を行うこと。

9. 全国の建設現場での生産性向上を図るため、BIM/CIMやICTの活用に対応できる人材育成、BIM/CIM機器やICT機器・建機の導入のための融資や税制等の支援の充実、小規模工事も含めた積算基準の見直し等に取り組むこと。

また、工事書類の更なる標準化・簡素化に取り組むとともに、都道府県、市町村等を含む公共発注機関の書式の統一化を進めること。

さらに、建設業法、労働安全衛生法、道路交通法等における提出書類の簡素化に取り組むこと。

10. 災害時に緊急出動したときの労働災害について、公的補償措置を充実させるとともに、その発生により入札や保険掛金等のデメリットが生じることのないようにすること。

また、国、都道府県、市町村が連携した一元的・包括的な指示の実現等災害緊急対応の円滑化を図ること。

除雪作業について、少雪の年でも必要となるオペレーターの人件費や除雪機械の償却費、維持修繕費等の固定費を補填する措置を講じること。

11. 社会資本整備の必要性、建設産業の魅力、災害時等において地域建設業が果たす役割等について、現場見学会、マスコミ等を活用した戦略的広報に産学官が連携して取り組み、若年者の入職促進に向けた広報を展開すること。

令和2年11月25日

◎ 国土強靱化緊急対策の継続に関する要望

奥村会長が10月12日に菅総理を、同月27日には小此木国土強靱化担当大臣を表敬し、それぞれ以下の内容で国土強靱化緊急対策の継続等を要望した。

＜全国建設業協会（全建）＞

- 47都道府県の建設業協会により構成される全国的組織。
- 傘下各協会の会員企業合計で約1万9千社。
- 全国の手から中小まで加入。メインは地域の中小元請建設企業。

＜地域建設業の現状と課題＞

- 地域のインフラ整備・維持管理のみならず、災害発生時には、最前線で応急復旧に対応。「地域の守り手」。
- 地域社会と共生し経済を支える地域基幹産業で、地方では特に雇用の受け皿として重要。
- アベノミクスの下で建設投資は回復しつつあったが、今般のコロナ禍による民間建設投資の冷え込み等により、急速に景況感が悪化しており、先行きに大きな懸念。

地域建設業が健全経営を継続でき、若い人が希望を持てる、中長期的な公共事業量の安定確保が必要。

- 4分の1以上を占める60歳以上の高齢技能者が、今後大量離職の見込み。一方で、若手入職者の数は不十分。

このため、事業量の確保と併せて、担い手の確保、そのための働き方改革、建設キャリアアップシステム、また、ICTを活用した生産性向上が業界共通の課題。

＜特にお願いしたい事項＞

- 防災・減災、国土強靱化緊急対策の来年度以降の継続。これを含め、必要十分な公共事業予算の当初予算での確保（施工余力は十分あり）。

特に地方創生のため、地方への補助金・交付金の重点配分。

- コロナ禍を克服するための景気の下支えとして、公共事業に係る大規模 補正予算。
- 建設業のデジタル化（建設キャリアアップシステム、ICT施工等）への支援。

◎ 令和３年度税制改正に関する要望

各都道府県建設業協会からの意見をもとに、税制専門委員会において原案を取りまとめ、経営委員会、理事会の承認を経て、要望書を国土交通省（９月１８日）、自由民主党（１１月５日）にそれぞれ提出した。

令和３年度の税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太加典

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和２年度公共事業関係費は、大幅に増額された前年度並みの予算が計上され「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」の関連事業費も盛り込みました。

しかし、一方で地域建設業の景況感は、悪い傾向が続いております。これは、大都市と地方との事業量の地域間格差や利益率の企業間格差が依然として拡大化しており、地域のインフラ整備や維持管理等を担うべき地域建設業は、厳しい経営環境に置かれているためです。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化に伴い、民間発注工事の冷え込み、財源不足による公共工事の停滞等が懸念されます。このため、経営基盤が脆弱な地域建設業者は危機的状況に陥る可能性が大いにあると考えられます。

地域建設業は、地域の雇用と経済をささえるとともに、社会資本整備の担い手であり、自然災害の最前線で活動する安全・安心の守り手です。前年度は、令和元年房総半島台風による暴風、令和元年東日本台風による豪雨等、全国各地で大規模な自然災害が相次いだため、被害を最小限に抑えるための応急復旧や復興に努め、各地域において大きな社会的使命を果たしました。

地域建設業が今後も社会的使命を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であり、そのためにも必要な税制上の措置は欠かすことができません。

そこで今般、各都道府県建設業協会の意見を含め、本会の総意により、

- ・租税特別措置等の創設・延長・改善要望
- ・運用、手続等の改善要望

・建設業における税制上の課題

につき、令和3年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒実現いただきますようお願い申し上げます。

I 租税特別措置等の創設・延長・改善要望

1. 中小法人における法人税率の軽減税率の延長
2. 中小企業の賃上げ支援強化（所得拡大促進税制）の延長等
3. 中小企業経営強化税制及び中小企業投資促進税制の延長等
4. 中小企業防災・減災投資促進税制の延長
5. 建設キャリアアップシステムの運用に伴う設備投資等に係る特別措置の創設
6. 軽油引取税の課税免除措置の延長
7. 中小企業が試験研究開発を行った場合の上乗せ税額控除の延長
8. 相続税等の納税猶予を受けた農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税免除措置の延長
9. 東日本大震災により被害を受けられた方が作成する建設工事の請負に関する契約書に係る印紙税の課税免除措置の延長

II 運用・手続き等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外

III 建設業における税制上の課題

1. 工事契約に係る印紙税の取扱い

◎ 公共工事の円滑な施工確保、建設技能者の処遇改善の推進に関する 要望

2月15日に開催された自由民主党の「公共工物品質確保に関する議員連盟」総会に出席し、公共工事の円滑な施工確保及び建設技能者の処遇改善の推進について、要望書を提出した。

公共工事の円滑な施工確保、建設技能者の処遇改善の推進に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会

今般、令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算案において、近年にない規模の公共事業予算が計上されたところでありますが、防災・減災、国土強靱化の推進、コロナ禍からの日本経済の早期回復のためには、予算成立後において、この公共事業の円滑な施工を図ることが必要不可欠です。

全国建設業協会としては、公共事業の円滑な施工に向けて、受発注者間の意思疎通の緊密化等を図るとの国交省・総務省の要請に賛同し、各都道府県建設業協会に対し、地方公共発注者との意思疎通の緊密化を促すよう文書を発出したところであり、今後は、受注者サイドの受注体制や採算基準等に適合しない発注やこれに伴う不要な不調不落が発生することのないよう、受発注者間の緊密な連携のもと、適切な発注時期や工期、施工時期の平準化、現場条件が整ってから発注、実情に合った積算その他公共工事における入札契約の改善について、国による指導の徹底と政治のリーダーシップによる一層のお力添えを賜りますこと宜しくお願い申し上げます。

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」とすると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業でもあります。一方で、建設業従事者の高齢化が進む中で、公共工事の品質確保の観点からは、若年層の入職等、将来に向けた担い手の確保・育成、そのための処遇改善が喫緊の課題となっております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による国内景気の悪化の影響もあり、地域建設業の経営環境は厳しい状況が続いています。このような中、公共工事設計労務単価が引き下げられることは、建設市場の先行きに対する不安をさらに助長させる可能性があります。

今後の地域建設業の担い手の確保のため、公共工事設計労務単価の引き続きの引き上げをお願いいたします。

◎ 建設キャリアアップシステムの追加出捐の要請について

建設キャリアアップシステムの追加出捐の要請については、各都道府県建設業協会の意見を踏まえ、労働委員会及び理事会において審議・決議された内容を、9月18日に国土交通省青木不動産・建設経済局長宛て回答した。

国土交通省 不動産・建設経済局長

青木 由行 殿

建設キャリアアップシステムの追加出捐の要請について

標記については、今後、更なる追加出捐の要請がないことを確約していただくことを条件として、了承する。

また、9月8日に開催された建設キャリアアップシステム運営協議会総会において、当協会の中筋労働委員長から申し上げた次の項目について改めて要望する。

- ① 官民一体となって推進するシステムである以上、更なる国費の投入を図ること。
- ② 普及拡大のため、元請け・下請け・技能者それぞれの実質的メリットを改めて明確にすること。
- ③ 収支状況を定期的にチェックし、公表するなど再発防止策を明示すること。
- ④ 公共工事の積算に建設キャリアアップシステムに係る経費全てを見える形で計上すること。
- ⑤ 各都道府県建設業協会における登録のためのサポート機能（窓口）は存続すること。

なお、各団体ごとに一律の目標設定を求めることは、やめていただきたい。

以上申し入れる。

令和2年9月18日

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典